

平成29年7月31日

組合員・準組合員・協力会員 各位

協同組合 新潟卸センター

Tel 025-273-4181

平成29年度PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会のご案内

平素より、組合運営につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、経済産業省より組合の上部組織である全国卸商業団地協同組合連合会経由で「平成29年度PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会のご案内」（別添資料）がきております。

「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」の改正法が平成28年8月1日に施行され、今年度も説明会が実施されます。新潟市では下記の要領で行われます。

つきましては、該当する組合員・準組合員・協力会員につきましては、説明会にご参加頂きますようご案内申し上げます。

日 時 平成29年9月13日（水）14：30～17：00
会 場 駅まえオフィス貸会議室 大会議室
（新潟市中央区東大通1-1-1 新潟駅から徒歩1分）
※駐車場はありません。

定 員 100名

参 加 費 無料

説明会HP <https://www.omc.co.jp/pcb29/>

※説明会の内容、申し込み方法等につきましては、説明会HPをご覧ください。

開催日決定

安定器、変圧器・コンデンサーを所有している事業者の皆様
～高濃度 PCB 廃棄物の処理期限が迫っています！～

平成29年度PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会のご案内

↓説明会のホームページはこちら↓

<https://www.omc.co.jp/pcb29/>

「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）」の改正法が平成 28 年 8 月 1 日に施行されました。

高濃度 PCB 廃棄物は、計画的処理完了期限の 1 年前を末日とする処分期間までに、原則、処分委託又は廃棄が義務づけられ、最も早い北九州事業エリアにおける変圧器・コンデンサーの処分期間は、今年度末に到来します。また、電気工作物に該当する高濃度 PCB 使用製品については、電気事業法に基づく省令等を改正し、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとしました。高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品は計画的処理完了期限までに確実に処分又は廃棄する必要があり、一日も早い処理完了に向けて、事業者の方々にも、その計画的かつ適切な処分又は廃棄にご協力頂く必要があります。

低濃度 PCB 廃棄物についても、平成 38 年度末までに、保管事業者が自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければなりません。低濃度 PCB 廃棄物は、無害化処理認定施設等での処分が可能であり、処理事業者の増加による処理体制の充実、処理方法の多様化、処理料金の低減に向けた取り組みを進めているところです。

このような PCB の適正な処理促進に向けた国の施策に関する最新の情報を広く紹介するため、経済産業省が説明会を全国 30 力所で開催します。関係事業者のみなさまにとって、処分期間内の対応に向けた参考となりますので、ふるってご参加ください。

1. 日時と場所（詳しくは説明会ホームページでご確認ください）

新潟市(9/13PM)、静岡市(9/29PM)、京都市(10/13AM)、さいたま市(10/31PM)、
仙台市(12/19AM)

2. 内 容（予定）

- (1)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進について（環境省 産業廃棄物課）
- (2)PCB含有電気工作物に係る規制について（経済産業省 電力安全課）
- (3)高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理手続きについて(中間貯蔵 環境安全事業(株)JESCO)
- (4)課電自然循環洗浄実施手順書の改正について（経済産業省 環境指導室）

3. 対象者 事業者の方々

4. 定 員 各会場100～200名（会場ごとに異なり、定員に達し次第、締め切られます）

5. 参加費 無料

具体的な日時、場所、申込方法等は、説明会ホームページをご覧ください：